

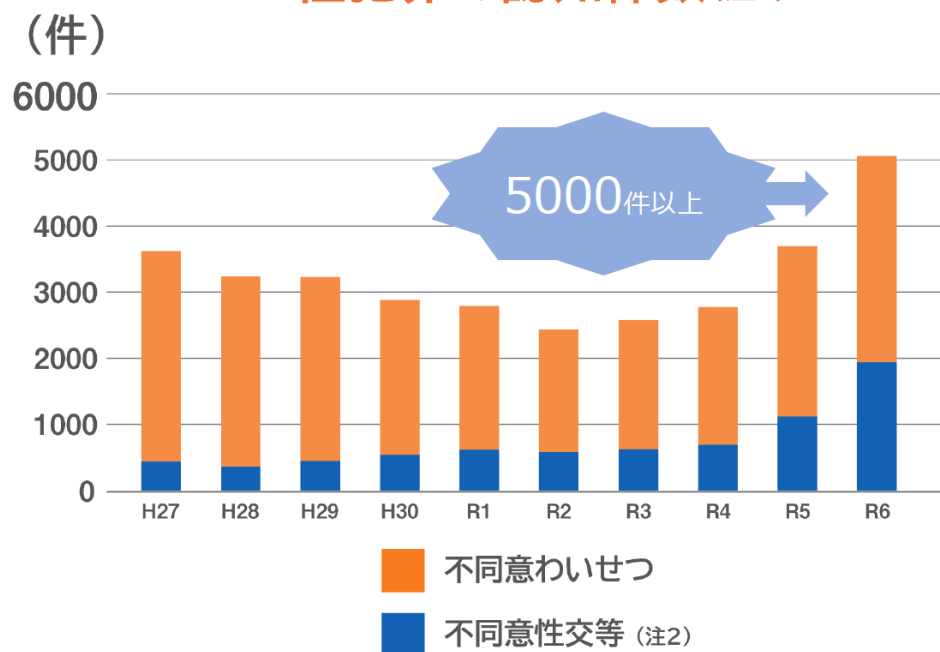
こ
せいぼうりよくひがい
子どもを性暴力被害
まも
から守るために

せいぼうりよくぼうしほう たいおう
「子ども性暴力防止法」の対応について

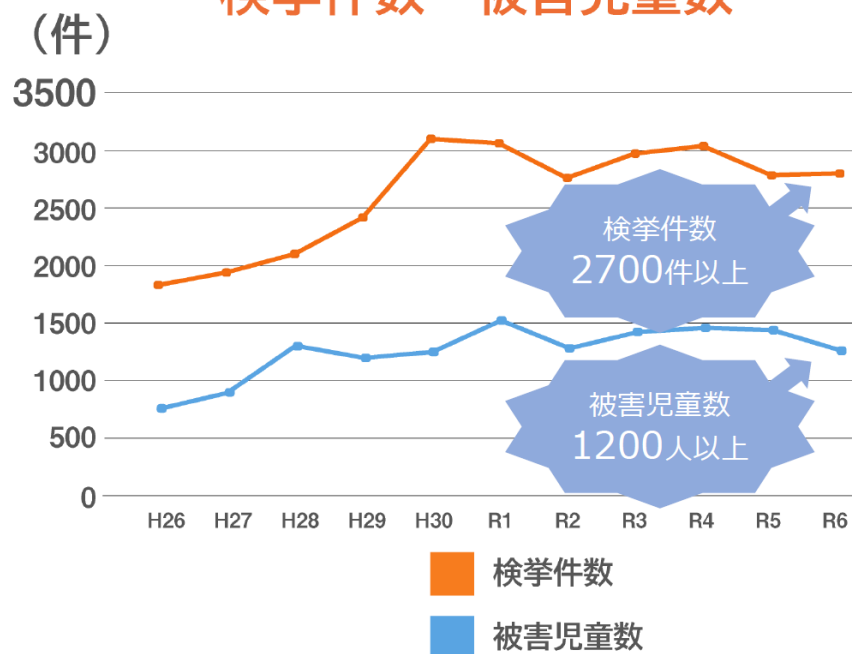
むなかたしせい いしまつ おさむ
宗像志政クラブ 石松 修

こどもに対する性犯罪の件数

こどもが主な被害者となった 性犯罪の認知件数(注1)



児童ポルノ犯罪の 検挙件数・被害児童数



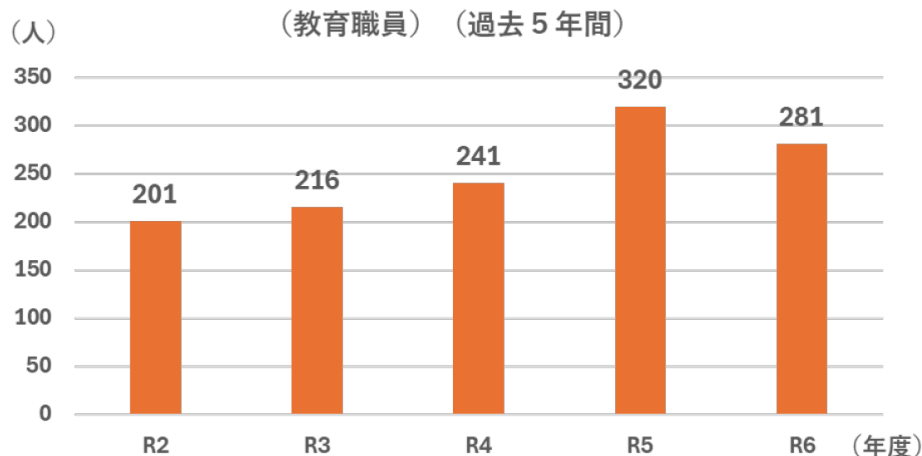
※警察庁提供資料をもとに作成

(注1)「こども」は20歳未満の者をいう

(注2)不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等

公立学校の教育職員の懲戒処分等の状況

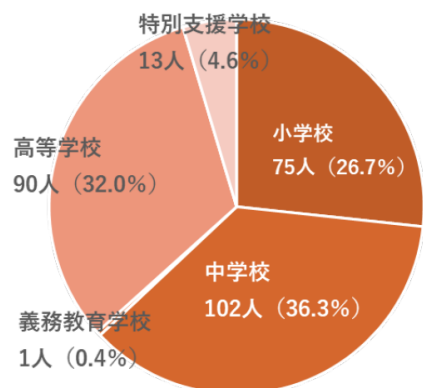
性犯罪・性暴力等による懲戒処分等の推移



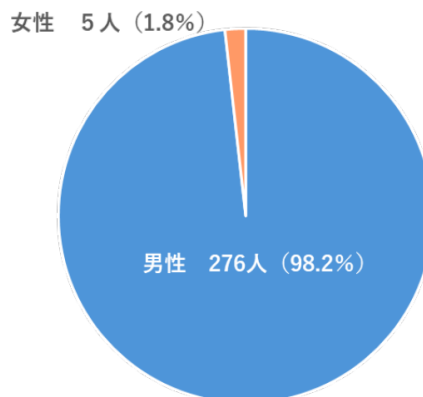
- 「性犯罪・性暴力等」を理由として懲戒処分等を受けた公立学校の教育職員は、近年、**毎年200人以上**になります。
- また、性別や年齢、学校種に関係なく、性犯罪・性暴力で懲戒処分等を受けている教育職員がいることが分かります。

※ 文部科学省、「令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」、2-5-3. 性犯罪・性暴力等による懲戒処分等の推移（教育職員）（過去5年間）を基に作成
 ※ 令和2年度調査より幼稚園（幼稚園型認定こども園含む。）の教育職員についても調査の対象
 ※ 「性犯罪・性暴力等」とは、児童生徒性暴力等又は性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメントをいう。
 ※ 「児童生徒性暴力等」とは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項に該当する行為をいう。

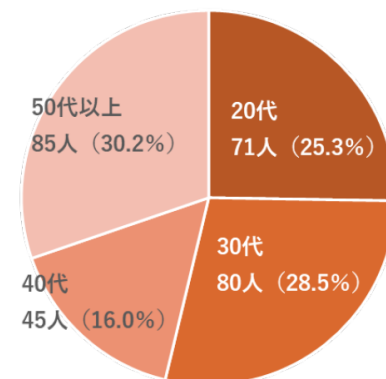
被処分者の所属する学校種
(令和6年度)



被処分者の性別
(令和6年度)



被処分者の年齢層
(令和6年度)



※ 文部科学省、「令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」、2-5-1. 性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）（令和6年度）を基に作成

【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談を行いやすくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

初犯防止対策

③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - ー 学校設置者等の現職者
 - ➡ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - ー 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➡ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

② 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ **①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。**

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行日:令和8年12月25日

こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、
そこでこどもに接して働く人たちが
「こども性暴力防止法」の対象になります。

全ての事業者が
法律で定める性暴力防止の取組の
義務がある



学校



認可保育所



認定こども園



児童福祉施設

など



認可外保育所



放課後児童クラブ



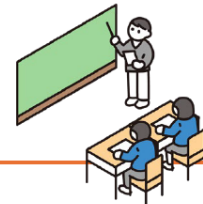
学習塾



スポーツクラブ

など

※対象となるには要件を満たす必要があります



民間教育事業とは

- より幅広い事業者の方に認定を取得していただけるよう、「**民間教育事業**」を制度対象として設定しています。
- **こどもに何かを教える事業**であれば、事業内容は問いません。こどもの受入れ実績があり、次の要件を満たしている必要があります。
（芸能事務所やこども食堂なども、この要件を満たせば対象）
- 主な要件
 - ① 修業期間要件：**6か月以上の期間中に2回以上同じこどもが参加できる**こと
 - ② 対面要件：こどもと**対面で接する**こと
 - ③ 場所要件：**こどもの自宅以外（オフィス、カフェ等）で教えることがある**こと
 - ④ 人数要件：**こどもに何かを教える者が3人以上**であること



「こどもをまもろう みんなでまもろう」というコンセプトの下、「こまもろうマーク」を作りました。

認定事業者マーク



「こまもろう」

こどもをしっかり“**見て守る**”
黒い大きな瞳を持つフクロ
ウがモチーフです。
こどもを守るために張り巡
らせた“**アンテナ**”を思わせ
る少し尖った頭の形が特
徴です。

法定事業者マーク



法律で性暴力防止の
取組を行う義務が定め
られている「**法定事業
者**」は、こちらのマークを
使うことができます。

<「こまもろうマーク」を付けられるものの例>

- ・ 制服
- ・ パンフレット、募集案内、メディア広告、ウェブサイト
- ・ 名刺、電子メール
- ・ 受付、玄関ホール、看板
- ・ 求人広告

など

「こまもろうマーク」で、
性暴力防止の取組が
行われていることが
一目でわかるね！



認定事業者以外が認定事業者マークを、法定事業者以外が法定事業者マークを
使うことは、法律等で禁止されており、違反をした場合は、罰則等があります。

対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- 事業者・業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める。
- いち早く異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：**面談やアンケート**）。
- こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**。



義務対象事業者

こども性暴力防止法の施行までに必要な対応

こどもまんなか
こども家庭庁

令和8(2026)

※1 各種ひな型・参考資料、研修教材等については別紙1を参照。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

国からの
周知資料等

▲
ガイドライン
(1月9日)

▲
まとめ登録
マニュアル

- 研修教材、解説動画・資料
- 周知啓発資料
- 報告・対応ルールひな型

▲
事務手続
マニュアル
(予定)

▲
法施行
(12月25日)

システム
登録

☐ GビズID取得【4月末まで】
(法人・運営者等で取得)

☐ 事業者情報登録【指定の期限まで】
(施設・事業所から所轄庁に登録)

☐ 国からの確認に対応
【必要に応じて随時】

☐ 権限設定準備
【12月上旬まで】

☐ 権限設定

犯罪事実
確認・
防止措置

☐ 制度についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）

☐ 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定

☐ 就業規則の見直し（不適切な行為の範囲、懲戒事由等）、採用募集要項等の見直し

※2 詳細は別紙2参照

☐ 採用過程での性犯罪前科の事前確認

※2 詳細は別紙2参照

☐ 現職者の犯罪事実確認の工程表作成【R9.1中旬まで】 ※3 教育委員会のみ

安全確保
措置

☐ 体制整備（相談窓口設置・周知等）

☐ 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

☐ 従事者向け研修の計画策定・実施

☐ 児童等・保護者向け周知・啓発

情報管理
措置

☐ 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

☐ 情報管理担当者向け研修の実施

その他

☐ （委託・指定管理等を行っている場合）役割分担の検討

☐ 事業者向け研修の受講



- 認定申請は、法の施行日(令和8年12月25日)から行うことができます。
- 以下の図は、施行後速やかに認定申請を行う場合の対応を示したものであり、実際の対応時期は申請時期によって異なります。

令和8(2026)

※1 各種ひな型・参考資料、研修教材等については別紙1を参照。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

国からの
周知資料等▲
ガイドライン
(1月9日)

- 研修教材、解説動画・資料
- 周知啓発資料
- 報告・対応ルールひな型

△
事務手続
マニュアル
(予定)▲
法施行
(12月25日)システム
登録

- ☐
- GビズID取得
-
- (法人・運営者等で取得)

※2 こども性暴力防止法関連システム(こまもろうシステム)のアカウント登録は施行後に実施

犯罪事実
確認・
防止措置

- ☐
- 制度についての従事者等への周知(犯罪事実確認の対象になる旨など)
-
- ☐
- 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定
- ☐
- 犯罪事実確認の実施体制整備(責任者の選任)
-
- ☐
- 就業規則の見直し(不適切な行為の範囲、懲戒事由等)、採用募集要項等の見直し ※3 詳細は別紙2参照

- ☐
- 採用過程での性犯罪前科の事前確認

※3 詳細は別紙2参照

安全確保
措置

- ☐
- 児童対象性暴力等対処規程の作成

- ☐
- 体制整備(相談窓口設置・周知等)

- ☐
- 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

- ☐
- 従事者向け研修の計画策定・実施

- ☐
- 児童等・保護者向け周知・啓発

情報管理
措置

- ☐
- 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

- ☐
- 情報管理担当者向け研修の実施

その他

- ☐
- (委託・指定管理等を行っている場合)共同認定申請に向けた役割分担の検討

- ☐
- 事業者向け研修の受講

犯罪事実確認とは

- 事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要となります。

確認の対象

- 犯罪事実確認では、「**特定性犯罪**」と呼ばれる罪を犯し、
 - 1) 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
 - 2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
 - 3) 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないものが確認の対象となります。
- 「**特定性犯罪**」の例 ※ 成人に対する性犯罪を含む。



不同意
性交

不同意
わいせつ

盗撮

未成年
淫行

児童買春

児童
ポルノ
所持

痴漢

など

犯歴「なし」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

犯歴「あり」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から従事者本人に回答内容を事前に通知。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。
- ⑥-1 訂正請求期間中に従事者本人が内定辞退すれば、犯罪事実確認書は交付されない
- ⑥-2 訂正請求せず2週間が経過すれば、こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付



⚠ 犯歴のある・なしに関わらず、犯罪事実確認に関する情報は厳重に取り扱う必要があります。

※ 対象従事者が派遣労働者等である場合は、派遣元ではなく、派遣先の事業者にて犯罪事実確認を実施します。

法施行前

所轄庁 としての事務

分散申請方法の決定

- 学校設置者等は、令和11年12月24日(予定)までに、現職者の犯罪事実確認を行う必要がある。
- 円滑に事務を進めるため、現職者の犯罪事実確認書の交付申請時期を令和9年4月から27か月間にわたり分散させる。
- 公立学校については、各都道府県教育委員会・市町村教育委員会にて27か月間で均等に分散する方法を検討する。

(分散方法の例)

A:採用年次、B:学校単位、C:学校種別、D:学校所在地

学校設置者等 としての事務

※認定事業者等も同様

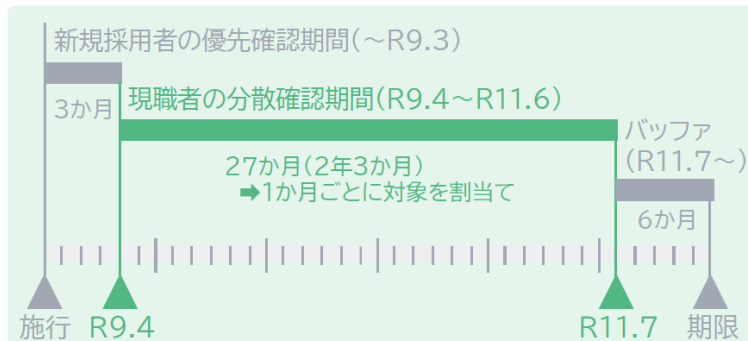
服務規律等の見直し/事前の確認・伝達

- 法施行後、防止措置として講じる雇用管理上の措置に関するトラブル防止のため、服務規律等を見直す。
 - 内定取消事由として「重要な経歴の詐称」を明示すること
 - 懲戒事由として「重要な経歴の詐称」「児童対象性暴力等を行った場合」等を規定すること など
- 対象者に次の内容とあわせて周知・伝達する。
 - 犯罪事実確認の対象となり、戸籍等の提出が必要なこと
 - 性犯罪前科が確認された場合などは、対象業務に従事させることができないこと
- 求職者には、採用選考時に誓約書・履歴書等により性犯罪前科を確認する。

法施行後

犯罪事実確認の進捗管理

- 管内における犯罪事実確認の実施状況を管理する。



犯罪事実確認書の交付申請/防止措置

【新規採用・異動等】

- 新規採用者や、認定等事業に係る従事者等については随時申請する。

【現職者】

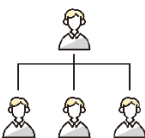
- 公立学校は、各都道府県教育委員会・市町村教育委員会にて決定した順に申請する。
- 私立学校・児童福祉施設等は、こども家庭庁に都道府県単位で割り当てられた月に申請する。
- 性暴力のおそれありと判断される場合、防止措置として、配置転換等の措置を講じる。

募集要項・求人票参考例

1. 募集要項・求人票（例）—学校設置者等（保育所）の場合

（記載例）

記載項目	記載例
①業務内容	（雇入れ直後）保育業務 （変更の範囲）なし
②契約期間	期間の定めなし
③試用期間	試用期間あり（〇か月）
④就業場所	（雇入れ直後）〇〇〇〇保育園 （変更の範囲）当法人の施設
⑤就業時間	7:15～18:30 のうち 7.5 時間（シフト勤務）
⑥休憩時間	12:00～13:00
⑦休日	土日、祝日（年末年始を含む）
⑧時間外労働	あり（月平均〇〇時間）
⑨賃金	月給 〇〇万円（ただし、試用期間中は月給〇〇万円）
⑩加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
⑪受動喫煙防止措置	屋内禁煙
⑫募集者の氏名又は名称	社会福祉法人〇〇〇〇
⑬特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

		法施行前	法施行後
学校設置者等 としての事務 ※認定事業者等も同様	未然防止 	服務規律等の見直し/環境整備(ハード) 児童対象性暴力等の禁止などを服務規律等に盛り込むとともに、施設・事業所内の死角の有無等の確認・対策を行う。	環境整備(ソフト) 施設・事業所内の巡回や、複数の従事者での児童等への対応等の予防的取組を行う。
	研修 教育・啓発 	研修方法の決定 研修を受講させる時期・方法、内容等について検討しておく。 (こども家庭庁にて標準教材を作成予定)	研修/教育・啓発 定期的に従事者に研修を受講させ、意識定着を図るとともに、児童等への教育や保護者への啓発を行う。
	早期把握 	面談・アンケートの準備 児童等への面談・アンケートの実施時期・方法、調査項目等について検討しておく。	日常観察/面談・アンケート 児童等の様子を日常的に観察するとともに、定期的な面談・アンケートを行い、児童対象性暴力等やその予兆の早期把握につなげる。
	相談 	相談窓口の整備・周知 事業者内における相談員の選任や相談窓口の設置を行い、外部相談窓口とともに周知する。	相談対応 相談を受け付け次第、報告・対応ルールに沿って対応する。
	調査 保護・支援 	報告・対応ルールの策定・周知/対応体制整備 事案発生時の報告・対応ルールを定め、対応チームを編成するとともに、協力可能な外部機関をリストアップしておく。	調査/保護・支援 事案発生時は、警察や支援機関等と連携し、児童等の安全確保や事実確認、支援の情報提供、見守り等を行う。

※ 学校や保育所等において、教員性暴力等防止法や保育士性暴力等防止基本指針に基づき早期把握、相談、調査、保護・支援、研修の措置等を講じている場合は、重複して同様の措置を講じる必要はない。

学校設置者等 としての事務

※認定事業者等も同様

法施行前

情報管理規程の策定/体制整備

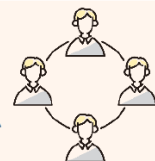
- 適正な情報管理に必要な措置として次の内容を定める
情報管理規程を策定し、これに基づき体制を整備する。

基本的事項

- 犯罪事実確認記録等の取扱者は必要最小限とする
- 犯罪事実確認書の内容の記録・保存を極力避ける など

組織的情報管理

- 組織体制の整備
- 漏えい等の事案に対応する体制の整備 など



人的情報管理措置

- 従事者の研修・訓練等
(こども家庭庁にて標準教材を作成予定)



物理的情報管理措置

- 犯罪事実確認記録等を取り扱う区域の管理
- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去 など



技術的情報管理措置

- アクセス者の識別及び認証
- 外部からの不正アクセス等の防止 など



法施行後

犯罪事実確認記録等の適正な管理

- 情報管理規程に定める措置を適切に行い、犯罪事実確認記録等を適正に管理する。

漏えい等の報告

- 次の事態が発生した場合、こども家庭庁に報告する
(一部は個人情報保護法に基づく報告対象にもなる。)

- ① 犯罪事実確認記録等の漏えい、滅失、毀損の発生または発生のおそれ
- ② 犯罪事実確認記録等の第三者※1提供
- ③ 特定性犯罪事実関連情報※2の漏えい等の発生または発生のおそれ

※1 法第12条に規定する教育委員会や施設等運営者等を除く。

※2 防止措置を実施するに当たって対象業務従事者から取得した特定性犯罪事実に関わるより詳しい情報をいう。

犯罪事実確認記録等の廃棄・消去

- 法関連システム内で保管する犯罪事実確認記録等は、法で定める期限の経過後に、自動的に消去される。
- ただし、離職等がある場合、こども家庭庁で廃棄・消去が必要な時期を把握することが難しいため、事業者が離職等の旨をシステム上でこども家庭庁に報告する。

法施行前後の対応事項(地方自治体) | 認定等

法施行前

申請の準備

- ・ 認定等を受けるには、次の基準を満たさなければなら
ないため、事前に準備しておく。
- ・ 共同認定を申請する場合、事業運営者※との役割分担
を決めておく。

犯罪事実確認を適切に実施する ための体制整備

- ・ 責任者を選任すること



児童対象性暴力等対処規程の作成

- ・ 防止措置
- ・ 児童対象性暴力等の調査
- ・ 児童等の保護・支援
について定めること



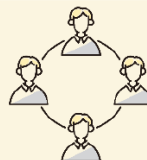
早期把握/相談/研修の実施

- ・ 「その他の安全確保措置(P6)」に
記載の措置を実施していること



情報管理措置の実施

- ・ 情報管理の責任者を含めて2人以上
の従事者がいること



※ 事業の運営全体を担う指定管理者や受託者をいう。

法施行後

認定等の申請手続

- ・ 認定等は、法関連システムに次の内容を記載・添付し
た書類を提出して申請する。

- ① 申請年月日
- ② 事業者情報(氏名または名称、住所または所在地等)
- ③ 事業所情報(名称、所在地)
- ④ 事業情報(概要、事業種別)
- ⑤ 対象従事者の業務の概要
- ⑥ 対象従事者の概数
- ⑦ 事業者の異なるフランチャイズ事業者が申請対象
事業と同一事業を行っている場合には、その旨
- ⑧ GビズID
- ⑨ 早期把握、相談、研修の実施状況
- ⑩ 添付書類(児童対象性暴力等対処規程、情報管理
規程等)

各種届出の提出

- ・ 認定等を受けた後、全ての認定時現職者について犯罪
事実確認が完了したときは、完了届をこども家庭庁に
届け出る。
- ・ その他、事業内容等を変更する場合や、事業を廃止す
る場合などは、こども家庭庁に届け出る。

認定事業者等
(民間教育保育等事業者)
としての事務

法施行前

所轄庁 としての事務

(必要に応じて)監督指針等の改正

- 法施行後は、学校設置者等に対する犯罪事実確認・安全確保措置の監督等は、関連法令等に基づき、所轄庁が行うことになる。
- 業所管省庁は、施行までに監督の根拠や具体的な内容を定める下位法令・通知等の必要な改正等を行う。
- 各所轄庁における監督指針等も、必要に応じて、施行までに改正するよう、業所管省庁から依頼予定。

学校設置者等 としての事務

※認定事業者等も同様

(必要に応じて)監督指針等に応じた対応

- 所轄庁から、各業法に基づく監督指針等の改正が示された場合、当該内容に応じて、施設・事業所の環境や体制等を見直す。

法施行後

業法に基づく監督の実施

- 各業法に基づき、指導監査等を行う。

監督事項		国の監督	所轄庁の監督
義務対象	犯罪事実確認	△	●
	その他の安全確保措置	×	●
	情報管理措置	△	▲
認定対象	犯罪事実確認	○	▲
	その他の安全確保措置	○	▲
	情報管理措置	○	▲

△:国公立の場合はこども性暴力防止法に基づく定期報告、公表、命令等の対象外。
▲:国が監督等を行うが、国からの情報提供により必要に応じて報告徴収等を実施。

定期報告の提出/帳簿の作成

- 学校設置者等※2は5月末日までに(初回は令和10年度から)、認定事業者等は、認定日から1年が経過する日の前日までに、国への定期報告が必要となる。
- 所轄庁にも、業法に基づく監督事項について定期報告が必要となる場合がある。
- 定期報告の基礎となる、犯罪事実確認の実施状況を記載した帳簿※3は、法関連システム上で、多くの事項が自動的に記載・保存される。

※2 国公立を除く。

※3 定期報告に係る基準日時点の状況について毎年度作成し、帳簿を作成した日から5年を経過する日の属する年度の末日まで保存する。

宗像市子ども基本条例

ーハンドブックー

第17条 健全な発達を阻害する環境からの保護

市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

【解説】

ここでは、子どもの権利として認めている「健全な発達を阻害する環境から守られること」を、施策としても取り組むことを規定しています。内容については、第4条「安心して生きる権利」で説明したものと同様となります。